

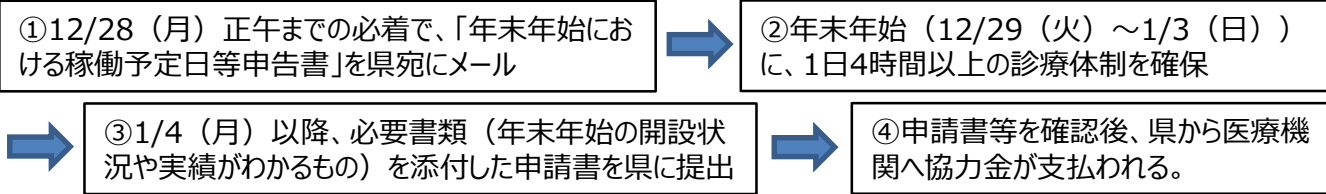
**県が年末年始の発熱外来の協力金支給(1日最大50万円)  
 県による「発熱診療等医療機関」の指定が前提 ※12/28正午必着**

神奈川県は12月18日、県指定の発熱診療等医療機関（約1600件）に対し、「年末年始の医療提供体制確保に向けた協力金について」を送付。**年末年始（12/29（火）～1/3（日））に発熱患者等の診療を実施する体制を1日4時間以上確保した場合、1日につき50万円又は15万円（※1）の協力金を支給する**とした。協力金は、県から「発熱診療等医療機関」の指定を受けていることが前提となる。年末年始に診療し協力金を受給する場合は、**12/28（月）の正午までに、「年末年始における稼働予定日等申告書」**を県宛に電子メールで送付（困難な場合は郵送可）。また1/4（月）以降に、必要書類（年末年始の開設状況や実績がわかるもの）を添付した申請書（※2）を、県に提出する。**なお今回を機に、県に発熱診療等医療機関の指定申請を行うことも可能である。**下記にQ&A（当会作成）を掲載するので、参考にしていきたい。

- ※1 県の「発熱等診療予約センター」からの**予約を受ける**医療機関には、1日あたり**50万円**を支給  
 県の「発熱等診療予約センター」からの**予約を受けない**医療機関には、1日あたり**15万円**を支給
- ※2 必要書類を添付した申請書は、後日、県ホームページに掲載される予定

**【県の協力金に関するQ&A】※12/22現在の情報に基づき作成**

Q：当院は県から「発熱診療等医療機関」の指定を受けているが、協力金を受給するまでの流れは？  
 A：以下の流れとなる。



- Q1：協力金を受給する場合、県による「発熱診療等医療機関」の指定を受けている必要があるか。  
 A1：その通り。また、新型コロナ患者を受け入れる「神奈川モデル認定医療機関」（1人目20万円等）や、「発熱患者のオンライン診療を行う医療機関」（1日15万円）も対象となる。※詳細は県HPを参照
- Q2：協力金を受給するため、新たに「発熱等診療医療機関」の指定申請をしたい。  
 A2：県HPの申請手続きに沿って、「発熱診療等指定申請書」（様式第1号）により電子メールで申請する。困難な場合は郵送可（いずれも12/28（月）の正午必着）。宛先は、下記A6と同様となる。
- Q3：協力金を受給する場合、12/29～1/3の診療に限られるか。また1日4時間以上の診療体制が必要か。  
 A3：その通り。なお12/29～1/3の全てを診療する必要はないが、1日4時間未満の日は対象とならない。
- Q4：12/31に4時間の診療体制を確保したが、患者が来院せず。この場合、協力金の対象となるのか。  
 A4：診療体制を確保した場合の協力金であるため、患者が来院しなかった場合でも対象となる。
- Q5：厚労省の「発熱外来診療体制確保支援補助金」（1日最大約27万円）と同じく、実際に患者が来院・診察した人数に応じて、協力金が減額されるのか。また厚労省の補助金と、県の協力金は併せて受給できるのか。  
 A5：患者の来院・診察した人数により減額されない。また厚労省の補助金と、県の協力金は併せて受給可能。
- Q6：12/28（月）の正午までに、「年末年始における稼働予定日等申告書」を提出したいが、宛先は？  
 A6：電子メールの場合は、[iryukiki-kikaku.3p6r@pref.kanagawa.jp](mailto:iryukiki-kikaku.3p6r@pref.kanagawa.jp)宛に送付。件名は「年末年始稼働申告書（医療機関名）」とする。また郵送の場合は、以下に送付する。  
 住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 新庁舎5階  
 宛先 神奈川県 医療危機対策本部室 発熱診療等医療機関担当者 宛
- Q7：1/4（月）以降に、必要書類（開設状況や実績がわかるもの）を添付とあるが、どのようなものか。  
 A7：現時点で県から示されていない。後日、県HP等で示される予定。
- Q8：協力金受給のため「年末年始における稼働予定日等申告書」を提出した場合、その内容は公開されるのか。  
 A8：一般公表はされないが、県の発熱等診療予約センター、保健所、医師会などの関係機関には共有される。
- Q9：協力金に関する、県の問い合わせ先は？  
 A9：医療危機対策本部室 企画グループ ☎045-210-4615 または 045-285-0670（いずれも直通）